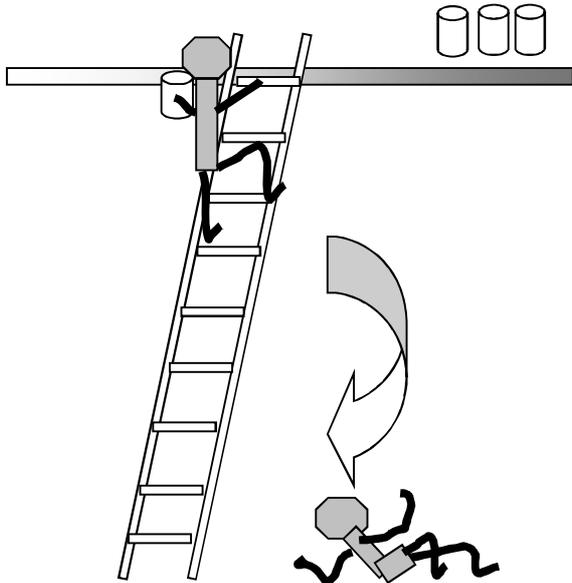


日塗工 整理No.(日塗工記入)		2014-28		労働災害状況調査表	
発生会社 事業所					
災害発生日時		2014年 3月 25日(火) 14時 55分 天候(曇り) 温度()℃湿度()%			
災害区分		不休災害		休業災害(休業:14日)	
被災者	部門	営業部		雇用形態 (正社員)、派遣、契約、その他()	
	年齢	37歳	性別: (男) 女	勤続年数 3年	経験年数 3年
	傷病名	病名 (左肘 間接 脱臼 骨折)			
	傷病部位	左肘 (対応:骨接合術靭帯再建術その後リハビリの継続)			
災害発生状況	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫内 上段に保管している プラスチックの塗料用バケツを取り出すために、脚立を棚に立てかけて、上ってバケツを取り下りる時に脚立が滑り、3mの高さから腰・左側面から落下した。 その衝撃により、左肘を損傷した。 		状況概略(写真orイラスト) 		
	<ul style="list-style-type: none"> 脚立のすぐ横には、塗料缶が置かれており、別の作業員が(被災者の存在に気付かず)塗料を持って行く際に脚立に少し当たったかもしれない、と後述。 				
	災害の型 ^{※1)}	1	作業の形態: 定常、(非定常)、その他()		
	起因物:	脚立	特記事項 同作業を皆、行っていた		
	原因分類	1.人的要因(man) 危険作業との認識がなかった。(安全帯なし) 2.物に関する要因(machine) 脚立基部が滑るのを防いでいなかった。 3.環境要因(media) 別作業員 塗料取り出し時、脚立接触? 4.管理的要因(management) 高所作業での安全確保不十分(安全帯使用・保持者確保など)			
対策	<ul style="list-style-type: none"> 単独でハシゴに乗る作業は行わない。(ハシゴ保持・安全確認者を確保する) 棚上での作業に備え、安全帯を着用する。 棚上のは、リフトを用いてパレット毎昇降して扱う形を基本とする。 				
	対策分類 ^{※2)} : 1-1, 1-2, 1-4, 1-6, 2-3, 2-4				

別表 1-2 (1) 労基署の是正勧告内容と対応 (札幌営業所、査察日: H26年4月21日)

法条項等	違反事項	是正報告
安衛法 20 条 (安衛則 527 条)	平成 26 年 3 月 25 日に発生した労働災害に関し、移動はしごについて、すべり止め装置等の転位を防止するために必要な措置を講じていなかったこと。	移動はしごについてすべり止め装置等の措置。(H26年4月30日)
安衛法 21 条 (安衛則 519 条第 2 項)	倉庫内の高さ 2メートル 以上の作業床の端で、囲い、手すり等を設けることが困難な場合の作業について、安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講じていなかったこと。	安全帯を使用させる等の墜落防止措置。(平成 26 年 4 月 30 日)

別表 1-2 (2) 労基署の指導内容と対応 (札幌営業所、査察日: H26年4月21日)

指導事項	是正報告
平成 26 年 3 月 25 日に発生した労働災害と同種の労働災害を防止するために、はしごの上方を建築物等に取り付けたり、他の労働者がはしごの下方を支えたりする等の対策を講じてください。	移動式はしごを使用する場合は 2 名以上で作業する。昇り降りだけで、荷物の上げ下げはリフトでパレットに荷物を置く。(H26年4月30日)
高所で作業を行う場合には、関係労働者に保護帽(墜落時保護用)の着用を徹底させてください。	高所での作業の場合は、保護帽の着用を徹底する。安全帯を備え付け、使用箇所を明示し、確実に使用させる。(H26年4月30日)
倉庫内の棚への搭乗は禁止されていますが、やむを得ず棚の上に乗って作業を行う場合のために事業場に必要な安全帯を備え付け、安全帯の使用箇所を明示し、関係労働者に安全帯を確実に使用させてください。	